

日向市地球温暖化防止対策実行計画 (区域施策編)

概要版



令和7(2025)年1月
日向市

本計画は、(一社) 地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度(補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

1

計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「日向市総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）、県の「第四次宮崎県環境基本計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」、「日向市森林整備計画」、「日向市ごみ処理基本計画」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「日向市環境基本計画」の「環境目標1 地球環境」の項目を補完するものであり、「日向市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、より具体的内容を記載するものです。

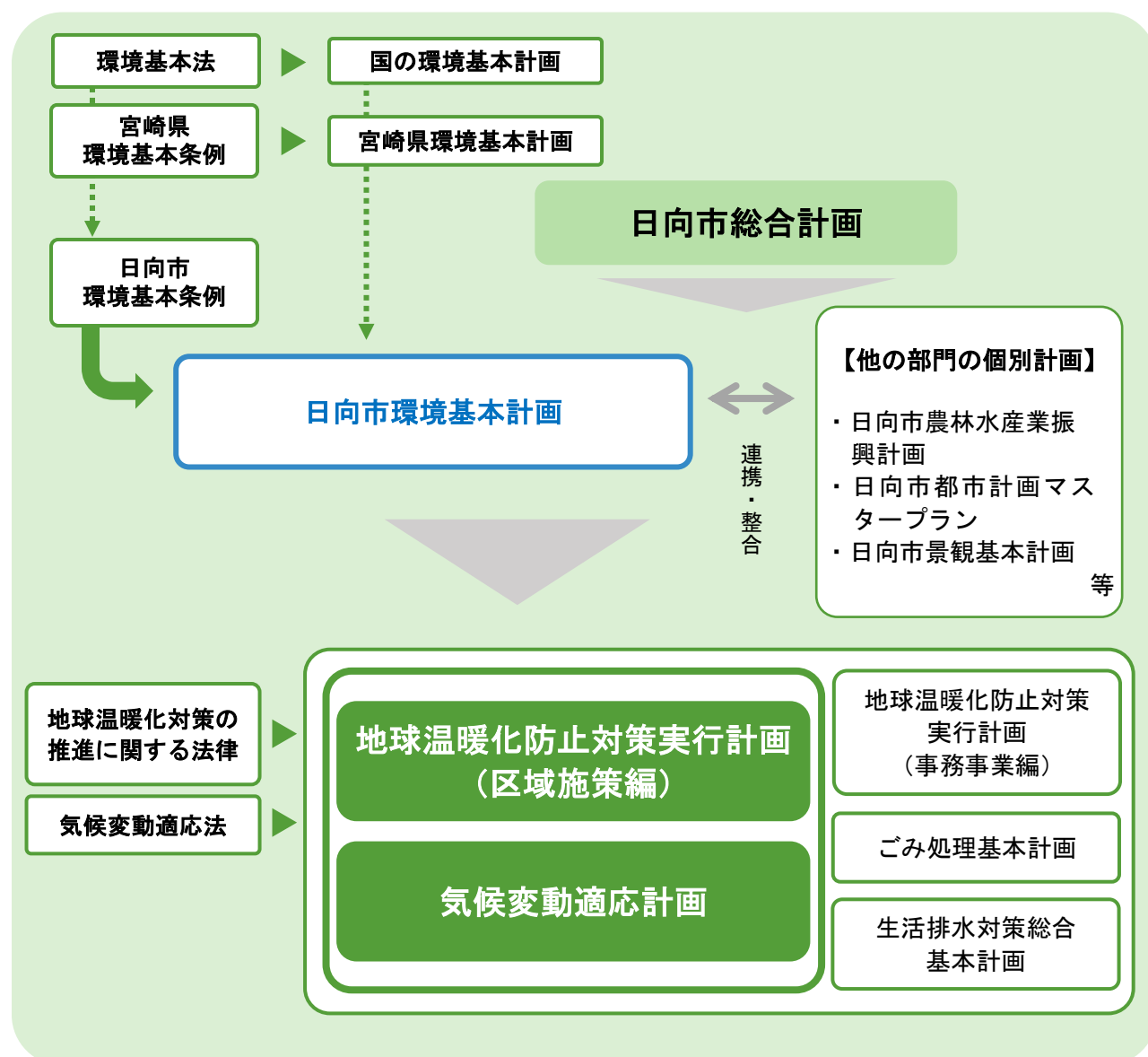


図1 計画の位置づけ



2

計画期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「第四次宮崎県環境基本計画」を踏まえ、平成25（2013）年度、目標年度は**中期目標を令和12（2030）年度**、「日向市ゼロカーボンシティ」宣言に基づき**長期目標を令和32（2050）年度**とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。



図 2 計画期間

3

二酸化炭素排出量の現状と将来推計

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けて対策を実施した場合の二酸化炭素排出量について、推計しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入等を推進することで、**令和12（2030）年度においては55%、令和32（2050）年度においては100%の削減**が見込まれます。

表 1 二酸化炭素排出量の将来推計（単位：t-CO₂）

区分	基準年度 平成 25 (2013) 年度	現況年度 令和 3 (2021) 年度	将来推計 令和 12 (2030) 年度		将来推計 令和 32 (2050) 年度	
			排出量	平成 25 年度比 増減率	排出量	平成 25 年度比 増減率
産業部門	408,813	255,360	233,720	-42.8%	247,083	-39.6%
業務その他部門	110,554	68,599	41,538	-62.4%	41,499	-62.5%
家庭部門	104,830	49,467	23,393	-77.7%	23,646	-77.4%
運輸部門	134,475	113,089	113,052	-16.0%	113,703	-15.5%
廃棄物分野	7,610	7,749	7,756	1.9%	7,806	2.6%
省エネ対策	-	-	-27,070	-	-86,236	-
再生可能 エネルギー導入 による削減量	-	-	-1,242	-	-73,358	-
吸収量	-	-	-46,276	-	-46,276	-
その他 技術革新等※	-	-	-	-	-227,868	-
合計	766,381	494,263	344,872	-55.0%	0	-100.0%

※その他技術革新等…次世代太陽電池の導入、ブルーカーボンの活用、環境価値取引、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）「二酸化炭素回収・貯留」技術等

4

計画の目標

国の「地球温暖化対策計画」や、県の「宮崎県環境基本計画」で示されている削減目標を基に、本市における二酸化炭素排出量削減目標を以下のとおりとします。

また、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、表2のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

令和12（2030）年度目標（中期目標）

令和12（2030）年度の市内における二酸化炭素排出量について、
平成25（2013）年度比で **55%削減** を目指します。

再生可能エネルギー導入目標：**4,910 MWh/年**

令和32（2050）年度目標（長期目標）

令和32（2050）年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロ の実現を目指します。

再生可能エネルギー導入目標：**296,455 MWh/年**

表2 再生可能エネルギー導入目標の内訳

エネルギー種別	令和12（2030）年度 導入目標（MWh/年）	令和32（2050）年度 導入目標（MWh/年）
太陽光（建物系）	1,395	76,256
太陽光（土地系）	2,752	150,372
木質バイオマス発電	291	15,912
太陽熱（電力換算）	471	37,657
地中熱（電力換算）	—	16,258
合計	4,910	296,455

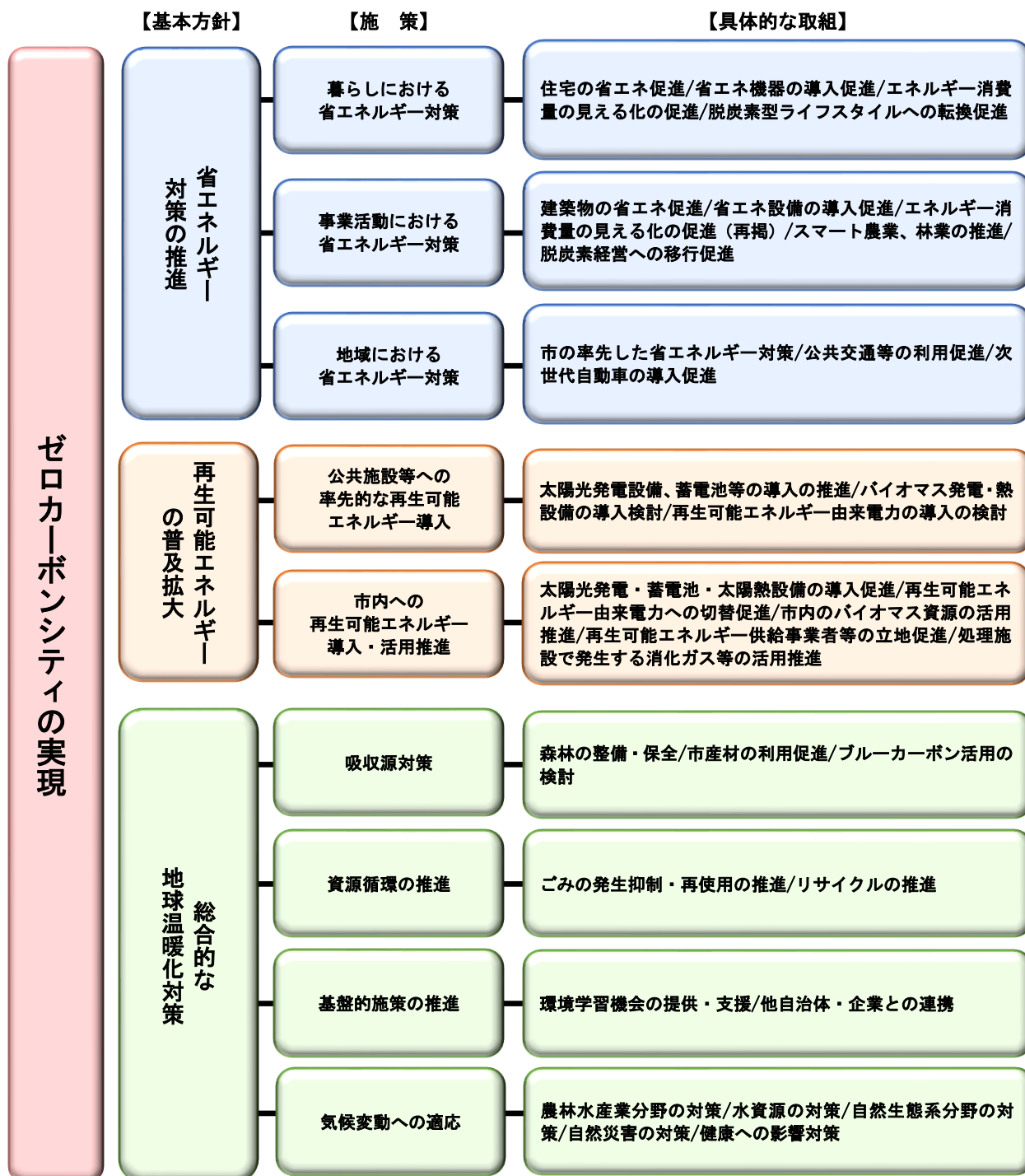
※上記は、日向市域内における利用を前提とした目標です。



5

施策の体系図

貢献するSDGs



6

施策の推進

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

貢献するSDGs



施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた住宅の普及啓発を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策 2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネルギー性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組を推進します。

施策 3 地域における省エネルギー対策

市の実情に応じた公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで市民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCVへの転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

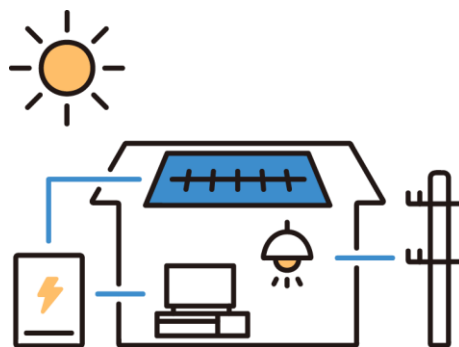


出典：日向市

図3 市民バス（（左）ぷらっとバスと（右）乗合バスなんぶ）

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

貢献するSDGs



施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、エネルギーの地産地消を目指します。

施策 2 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギーを自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発や支援を行います。
また、市内事業者の発電事業や熱供給事業等への参入について調査・研究します。



出典：日向市

図4 日向市浄化センターにおける消化ガス発電設備



基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献するSDGs



施策 1 吸収源対策

本市における豊富な森林資源を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちを目指します。

施策 2 資源循環の推進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供や普及啓発を行います。

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、市民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。他自治体や企業との連携については、本市の取組について多様な情報発信に努めるほか、都市部等への再生可能エネルギー供給を契機として、市内への経済効果を誘導します。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本市にもたらす影響についてモニタリングを行います。





基本方針 1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- エネルギー使用量を見える化し、把握する。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、市産材を利用する。
- 不要となった製品は、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。





基本方針１ 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- エネルギー使用量を見える化し、把握する。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度の活用など、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針２ 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

基本方針３ 総合的な地球温暖化対策

- 素材生産者を中心に、市産材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、市産材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、市産材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、市民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



9

計画の推進

本計画の推進にあたっては、**市民、事業者、行政の各主体が連携、協働**を行いながら、取組を進めていく必要があります。

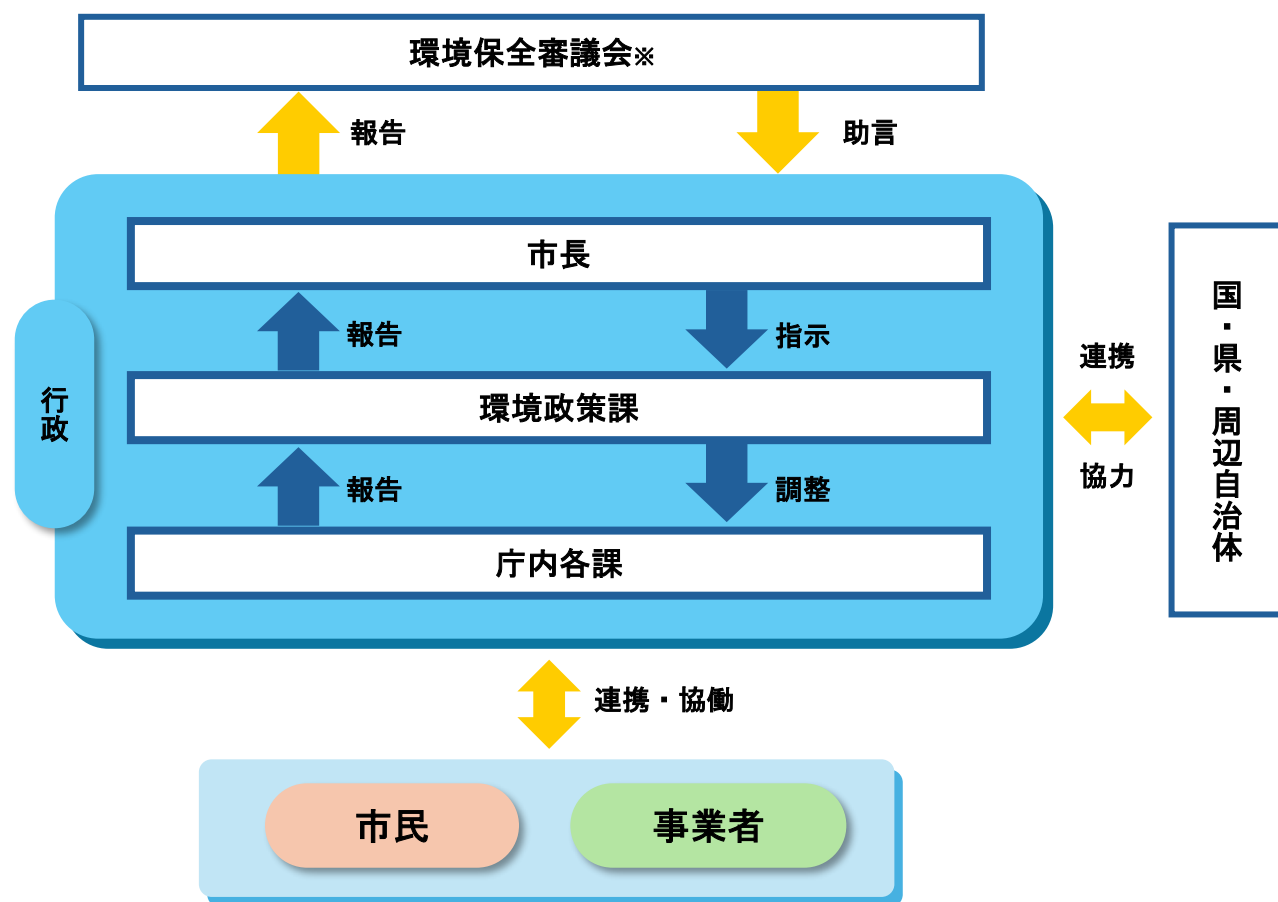
また、**国、県、他自治体等の様々な主体とも連携、協力**を行い、一丸となってゼロカーボンシティの実現を目指します。

計画を着実に進捗するため、図6に示すように環境保全審議会に対して計画の進捗状況を報告、評価するとともに、結果については市のホームページ等で公表を行い、市民、事業者等に広く周知することで各主体の行動変容を促します。

庁内の関連計画と施策を連動させることで、本市における地球温暖化対策の強化を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、**計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクル**に基づき、本計画の進捗状況を常に把握するとともに、環境問題に対して状況に応じた取組が推進できるよう、環境保全審議会において進捗管理を行います。

評価結果を踏まえ、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、ゼロカーボンシティの実現に繋がります。



※環境保全審議会…日向市環境基本条例（第24条）に規定された機関。学識経験者、事業者、公共的団体、市民活動団体の代表者、公募による市民、行政機関の職員で組織され、環境基本計画の策定、見直し、環境政策に関する基本的及び重要事項について調査、審議します。

図5 計画の推進体制



【概要版】

日向市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 日向市 市民環境部 環境政策課
〒883-0034
宮崎県日向市大字富高2203番地1
TEL 0982-53-2256
発行年月 令和7（2025）年 1月

【表紙写真】

中央：金ヶ浜ビュー園地
右上：冠岳